

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税の軽減額）

資料 2 - 1  
【補足資料】

○ 第 2 1 条 第 1 項 低所得者世帯に係る国民健康保険税（均等割額）の軽減

単位：円

条	項	号	区分	改正案			現行			
				均等割額	軽減割合	軽減する額	均等割額	軽減割合	軽減する額	
第21条	第1項	第1号	ア	基礎課税額	42,200	0.7	29,540	32,500	0.7	22,750
			イ	後期高齢者支援金等課税額	15,600	0.7	10,920	13,000	0.7	9,100
			ウ	介護納付金課税額	17,900	0.7	12,530	16,000	0.7	11,200
		第2号	ア	基礎課税額	42,200	0.5	21,100	32,500	0.5	16,250
			イ	後期高齢者支援金等課税額	15,600	0.5	7,800	13,000	0.5	6,500
			ウ	介護納付金課税額	17,900	0.5	8,950	16,000	0.5	8,000
		第3号	ア	基礎課税額	42,200	0.2	8,440	32,500	0.2	6,500
			イ	後期高齢者支援金等課税額	15,600	0.2	3,120	13,000	0.2	2,600
			ウ	介護納付金課税額	17,900	0.2	3,580	16,000	0.2	3,200

○ 第 2 1 条 第 2 項 子ども（未就学児）に対する国民健康保険税（均等割額）の軽減

単位：円

条	項	号	区分	改正案				現行				
				均等割額	軽減後の割合	軽減割合	軽減する額	均等割額	軽減後の割合	軽減割合	軽減する額	
第21条	第2項	第1号	ア	基礎課税額	42,200	0.3	1/2	6,330	32,500	0.3	1/2	4,875
			イ	基礎課税額	42,200	0.5	1/2	10,550	32,500	0.5	1/2	8,125
			ウ	基礎課税額	42,200	0.8	1/2	16,880	32,500	0.8	1/2	13,000
			エ	基礎課税額	42,200	1.0	1/2	21,100	32,500	1.0	1/2	16,250
		第2号	ア	後期高齢者支援金等課税額	15,600	0.3	1/2	2,340	13,000	0.3	1/2	1,950
			イ	後期高齢者支援金等課税額	15,600	0.5	1/2	3,900	13,000	0.5	1/2	3,250
			ウ	後期高齢者支援金等課税額	15,600	0.8	1/2	6,240	13,000	0.8	1/2	5,200
			エ	後期高齢者支援金等課税額	15,600	1.0	1/2	7,800	13,000	1.0	1/2	6,500